

# 環境関係法令における規制等の概要

この冊子は、どのような施設や工場・事業場が環境関係法令の規制(届出、基準)等の対象となるかを示したものです。  
規制等の具体的な内容については、この冊子には記載していませんので、法令集等を参照するか、巻末の県関係厚生環境事務所や関係市町にお問い合わせください。【平成27年2月1日現在】

平成27年2月

広島県

## 目 次

項 目	ページ
1 排出に関する規制等	1
2 公害防止組織の整備	2
3 地球温暖化の防止	2
4 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化	2
5 自動車排出ガス等の削減	3
6 土壌汚染対策の推進	3
7 化学物質の管理の促進	4
8 廃棄物の適正処理	4
9 事故時の措置	5
表-1 ばい煙発生施設(大気汚染防止法), ばい煙関係特定施設(県生活環境保全条例)	6
表-2 揮発性有機化合物排出施設(大気汚染防止法)	7
表-3 一般粉じん発生施設(大気汚染防止法), 粉じん関係特定施設(県生活環境保全条例)	7
表-4 特定粉じん発生施設(大気汚染防止法)	7
表-5 特定粉じん排出等作業(大気汚染防止法)	7
表-6 指定物質排出施設(大気汚染防止法)	8
表-7の1 特定施設(水質汚濁防止法)	9
表-7の2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設(水質汚濁防止法)	11
表-7の3 汚水等関係特定施設(県生活環境保全条例)	11
表-8 特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法)	11
表-9 特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法)	12
表-10 悪臭関係特定施設(県生活環境保全条例)	12
表-11 特定施設(騒音規制法, 振動規制法), 騒音関係特定施設(県生活環境保全条例)	13
表-12 特定建設作業(騒音規制法, 振動規制法)	14
表-13 音響機器音, 学校等周辺, 深夜騒音, 拡声放送, 風俗営業等(県生活環境保全条例)	14
表-14 特定工場(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	15
表-15の1 有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法)	16
表-15の2 土壌関係特定事業場(県生活環境保全条例)	16
表-16の1 第一種指定化学物質等取扱事業者(PRTR法)	17
表-16の2 PRTR法の届出対象物質(第一種指定化学物質)	18
表-17 廃棄物の分類(廃棄物処理法)	21
照会・届出先一覧	22

# 1 排出に関する規制等

規制対象	根拠法令	対象施設等	届出、許可申請事項	排出規制等の内容	対象地域	排出基準値等	排出状況の測定等	所管行政機関	届出先(注1)		
ばい煙	大気汚染防止法、県生活環境保全条例	ばい煙発生施設、ばい煙関係特定施設	表-1に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	施設排出口の濃度規制	県内全域	施設種類等により異なる	定期的な測定義務あり	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
				工場・事業場の全施設排出口の総量規制	福山市の一部と大竹市	設置時期等により異なる	県、福山市	同左			
揮発性有機化合物	大気汚染防止法	揮発性有機化合物排出施設	表-2に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	施設排出口の濃度規制	県内全域	施設種類等により異なる	定期的な測定義務あり	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
粉じん	大気汚染防止法、県生活環境保全条例	一般粉じん発生施設、粉じん関係特定施設	表-3に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	施設の構造、使用、維持管理基準の設定	県内全域			県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
石綿(アスベスト)	大気汚染防止法	特定粉じん発生施設	表-4に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	敷地境界における濃度規制	県内全域	一定値	定期的な測定義務あり	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
		特定粉じん排出等作業	表-5に記載	実施届出	作業基準の設定	県内全域				県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	同左
有害大気汚染物質	大気汚染防止法	指定物質排出施設	表-6に記載		施設排出口からの濃度抑制	県内全域	施設種類により異なる		県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
排水	水質汚濁防止法、県生活環境保全条例	特定施設、汚水等関係特定施設	表-7に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	事業場排出口、地下浸透の濃度規制	県内全域	業種等により異なる	測定義務あり	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
	水質汚濁防止法	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設		設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	構造等に関する基準	県内全域	構造等に関する基準	定期点検の実施及び結果の記録保存	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
	水質汚濁防止法	特定施設(平均排水量50m <sup>3</sup> /日以上)の事業場)		汚濁負荷量測定手法の届出	事業場排出口の総量規制	瀬戸内海流域	業種等により異なる	定期的な測定義務あり	県、広島市、呉市、福山市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※2	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設(最大排水量50m <sup>3</sup> /日以上)の事業場)		表-8に記載	設置(変更)許可申請、使用、氏名変更、廃止、承継届	(水質汚濁防止法の規定を適用)	瀬戸内海流域	(水質汚濁防止法の規定を適用)	(水質汚濁防止法の規定を適用)	県、広島市、呉市、福山市	県、※3
	水質汚濁防止法、県生活環境保全条例	特定施設、汚水等関係特定施設、PRTR法に係る第一種指定化学物質等取扱事業者		表-7、表-16に記載		地下浸透の濃度規制	県内全域	(水質汚濁防止法の規定を適用)		県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1
浄化槽(注2)	浄化槽法、建築基準法	浄化槽(し尿及び生活雑排水を処理する施設)		設置(変更)、廃止届、使用開始等報告	構造基準、使用に関する準則、保守点検・清掃の基準	県内全域	施設規模等により異なる	定期的な法定検査義務あり	市町	市町	
ダイオキシン類	ダイオキシン対策特別措置法	特定施設	表-9に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	大気は施設排出口、水質は事業場排出口の濃度規制	県内全域	施設種類等により異なる	定期的な測定及び報告義務あり	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
悪臭(注3)	悪臭防止法	事業場			敷地境界等での悪臭規制	県等が指定した地域(注4)	濃度規制又は臭気指数規制		市町		
	県生活環境保全条例	悪臭関係特定施設	表-10に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、廃止、承継届	悪臭の規制	県内全域	周辺状況等により異なる		市町	市町	
騒音(注3)	騒音規制法、県生活環境保全条例	特定施設、騒音関係特定施設	表-11に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、全廃、承継届	敷地境界での騒音規制	県及び市が指定した地域	設置場所、時間帯により異なる		市町	市町	
		特定建設作業	表-12に記載	実施届	敷地境界での騒音規制	県及び市が指定した地域	一定値(時間帯等の制限)		市町	市町	
	県生活環境保全条例	音響機器音	表-13に記載		騒音の規制	県が指定した地域	場所等により異なる		市町		
		学校等周辺、深夜等の騒音			騒音の規制	県内全域	場所等により異なる		市町		
振動(注3)	振動規制法	特定施設	表-11に記載	設置(使用、変更)、氏名変更、全廃、承継届	敷地境界での振動規制	県及び市が指定した地域	設置場所、時間帯により異なる		市町	市町	
		特定建設作業	表-12に記載	実施届	敷地境界での振動規制	県及び市が指定した地域	一定値(時間帯等の制限)		市町	市町	

(注1) 記載の市町内の施設等については、記載の市町が届出先。その他の地域は、管轄の県厚生環境事務所が届出先。

(連絡先は、22ページ「照会・届出先一覧」のとおり。)

※1: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

※2: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

※3: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町、世羅町、神石高原町

(注2) 501人槽以上は技術管理者の設置

(注3) 悪臭、騒音、振動の対象地域については、県及び市の告示を参照のこと。

(注4) 広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市(H27.4~)、廿日市市、北広島町、世羅町及び神石高原町全域並びに大竹市及び安芸高田市の一部

## 2 公害防止組織の整備

項目	根拠法令	対象施設等	届出事項	内容	対象地域	所管行政機関	届出先(注)	その他	
公害防止管理者等の選任	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定工場	表-14に記載	公害防止管理者等の選任(解任)届	公害防止に係る業務の管理等	県内全域	県、市町	県、※	公害防止管理者の資格要件あり

(注)記載の市町内の施設等については、記載の市町が届出先。その他の地域は、管轄の県厚生環境事務所が届出先。

(連絡先は、22ページ「照会・届出先一覧」とおり。)

※ 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

## 3 地球温暖化の防止

項目	根拠法令	対象施設等	提出事項	内容	対象地域	所管行政機関	提出先	その他
温室効果ガス削減計画書・実施状況報告書の作成等	県生活環境保全条例	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する第一種エネルギー管理指定工場等、又は第二種エネルギー管理指定工場等	温室効果ガス削減計画書、温室効果ガス削減実施状況報告書	温室効果ガスの ・排出状況 ・排出量の削減に関する目標 ・排出抑制措置 ・前年度の排出状況 ・計画に定めた措置の実施状況等	県内(広島市を除く)	県	県※	・計画書は指定された日から1年以内又は計画期間満了時に提出 ・実施状況報告書は毎年度終了後、翌年度の7月末までに提出 ・計画書・実施状況報告書を自ら公表

※ 呉市、福山市に所在する事業所は、広島県環境政策課が提出先。その他の地域は、管轄の県厚生環境事務所が提出先。

(連絡先は、広島県環境政策課082-513-2912、及び22ページ「照会・届出先一覧」とおり。)

## 4 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化(フロン排出抑制法)[平成27年4月1日改正施行]

<p><b>1 基本原則</b> 何人もみだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。</p> <p><b>2 業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)管理者(以下「管理者」という。)の義務[平成27年4月施行]</b> (1) 機器の設置環境・使用環境の維持保全 (2) 簡易点検(全ての機器で四半期ごとに目視確認等)・定期点検(一定規模以上の機器の有資格者による点検) (3) フロン類の漏えい時の措置(修理を行わずフロン類を充填することは原則禁止) (4) 点検・整備の記録作成・保存(該当機器ごとに記録簿を作成。機器廃棄まで保存。求めに応じ提示。機器売却時は記録簿又はその写しも引渡し。) (5) フロン類算定漏えい量等の報告(フロン類の漏えい量を温暖化係数で換算し年間千t以上の漏えい(事業者計)がある場合は事業所管大臣へ報告)</p> <p><b>3 業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)廃棄時の対応</b> (1) 機器を廃棄する者は、第一種フロン類回収業者(平成27年4月以降「充填回収業者」)(引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者の場合もあり)にフロン類を引き渡すこと。 (2) 機器を廃棄する者等は、フロン類の引渡しの委託等において、書面を回付・保存すること。 (3) 第一種フロン類回収業者は、フロン類を回収し、破壊業者等に引き渡すこと。 (4) 解体工事元請業者は、第一種特定製品の設置の有無を確認し、発注者に書面で説明すること。</p> <p><b>4 第一種フロン類回収業者(平成27年4月以降「第一種フロン類充填回収業者」。以下「回収業者」という。)</b> (1) 回収業者は、回収(平成27年4月以降「充填・回収」)する区域を管轄する県の登録を受ける。 (破壊業者(平成27年4月以降「破壊業者及び再生業者」)は国の許可) (2) 回収業者は、回収基準(平成27年4月以降「充填基準及び回収基準」)に従ってフロン類を回収すること。 (3) フロン類の充填・回収を行った場合は、充填証明書及び回収証明書を交付すること。(30日以内)[平成27年4月施行] (4) 回収したフロン類は、破壊業者等へ引き渡すこと。 (5) 破壊業者が発行した破壊証明書(平成27年4月以降「破壊業者が発行した破壊証明書及び再生業者が発行した再生証明書」)を、管理者(引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者の場合もあり)に回付すること。 (6) 回収量(平成27年4月以降「回収量及び充填量」)の記録を作成し、事業所に保存すること。(5年間保存) (7) 前年度における回収量等を、年度終了後45日以内に県知事へ報告</p> <p>(注) 家庭用エアコン及び家庭用冷蔵庫からのフロン類の回収は、家電リサイクル法(4ページ参照)により回収される。 使用済自動車からのフロン類の回収は、自動車リサイクル法(4ページ参照)により回収される。</p>
---

## 5 自動車排出ガス等の削減(県生活環境保全条例)

- 1 自動車使用者等の責務**  
 (1) 自動車等を購入・使用しようとするときは、低公害車等を購入・使用するように努めること。  
 (2) 自動車等を使用・運転しようとする時は、以下に努めること。  
 ア 自動車等の適正な点検・整備  
 イ 燃料使用の低減に資する運転の実施  
 ウ 自動車等の相乗り・共同利用の実施等
- 2 自動車等の駐車時における原動機の停止**  
 自動車等を駐車する場合には原動機を停止(アイドリング・ストップ)すること。
- 3 駐車場管理者等の責務**  
 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上または自動車の収容能力が40台以上の駐車場設置者・管理者は、駐車場を利用する者に対して、「駐車時は原動機を停止すべきこと」の周知をすること。
- 4 自動車使用合理化計画書の作成等**

項目	根拠法令	対象施設等	提出事項	内容	対象地域	所管行政機関	提出先	その他
自動車使用合理化計画書・実施状況報告書の作成等	県生活環境保全条例	県内で50台以上の普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く)を使用する特定事業者	自動車使用合理化計画書・実施状況報告書	自動車の ・使用状況 ・使用合理化及び低公害車等導入の計画及び実績 ・適正点検及び整備、燃料使用低減並びに使用合理化に資する従業員教育等の目標及び実施状況	県内	県	県※	・計画書は計画初年度6月末までに提出 ・実施状況報告書は毎年度終了後、翌年度の6月末までに提出 ・計画書・実施状況報告書をHP等により自ら公表

※ 広島市、呉市、福山市に主たる事務所がある事業者は、広島県環境保全課が提出先。その他の地域は、管轄の県厚生環境事務所が提出先。(連絡先は、広島県環境保全課082-513-2917、及び22ページ「照会・届出先一覧」のとおり。)

- 5 自動車販売者の責務**  
 自動車販売者は、事業所ごとに新車の環境への負荷に関する項目の情報を記載した書面等を備え置き、新車を購入しようとする者に対して、書面等を交付し、その内容を説明すること。

## 6 土壌汚染対策の推進(土壌汚染対策法等)

- 1 基本原則**  
 土壌汚染の状況を把握し、その汚染による人の健康被害を防止するための措置を講じる。
- 2 土壌汚染対策法〔平成22年4月より改正法施行〕**
- (1) 次の土地の所有者等は、土壌汚染状況調査を実施し、結果を県(広島市、呉市、福山市)に報告すること。  
 ア 使用が廃止された有害物質使用特定施設(表-15の1)に係る工場・事業場の敷地  
 イ 3,000㎡以上の形質変更を行う土地で、汚染のおそれがあるものとして調査命令を受けたもの  
 ウ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地として調査命令を受けたもの
- (2) (1)の調査により、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地は、次の分類に従い、規制対象区域と指定・公示され、閲覧用の指定区域台帳に記載される。  
 ア 要措置区域：健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
 イ 形質変更時要届出区域：健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等が不要な区域
- (3) 自主調査等において土壌汚染が判明した場合等において、土地所有者等は、(2)の区域への指定を県(広島市、呉市、福山市)に申請することができる。
- (4) 要措置区域の土地所有者等又は汚染原因者は、県(広島市、呉市、福山市)の指示に従い、汚染の除去等の措置を講じること。また、形質変更時要届出区域において土地の形質変更をしようとする際は県(広島市、呉市、福山市)に届け出ること。
- (5) (2)の区域から、土壌を搬出する場合は、同法により許可を受けた汚染土壌処理業者にその処理を委託するとともに、事前に県(広島市、呉市、福山市)に届け出ること。また、汚染土壌の運搬に当たっては、運搬基準を遵守すること。
- 3 県生活環境保全条例〔平成16年10月施行〕**
- (1) 次の行為を行う者は、あらかじめ土地履歴調査を実施し、結果を県(広島市、呉市、福山市)に報告すること。  
 ア 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する土地開発で、その面積が1,000㎡以上のもの  
 イ 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する宅地造成で、その面積が1,000㎡以上のもの
- (2) (1)の調査の結果、過去に土壌関係特定事業場(表-15の2)が設置されていた場合は、土壌汚染確認調査を実施し、結果を県(広島市、呉市、福山市)に届け出ること。
- (3) (2)の調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しない場合は、土地改変に着手する前に汚染拡散防止計画書を作成して県(広島市、呉市、福山市)に提出するとともに、計画書の内容に沿って汚染の拡散防止措置を実施すること。

## 7 化学物質の管理の促進

内容	根拠法令	対象事業者	届出事項	内容	対象地域	所管行政機関	その他
化学物質の排出・移動量の把握	PRTTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）	第一種指定化学物質等取扱事業者 表-16の1に記載	排出、移動量の届出（毎年度6月末まで）	排出・移動量の把握・届出、化学物質の管理活動の改善、MSDSの交付	県内全域	県、広島市、呉市、福山市	届出は県等を経由して主務大臣に行う。
化学物質自主管理計画書の作成等	県生活環境保全条例	第一種指定化学物質等取扱事業者 表-16の1に記載	—	化学物質自主管理計画書の作成及び公表	県内全域	県、広島市、呉市、福山市	

## 8 廃棄物の適正処理(廃棄物処理法等)

<p><b>1 基本原則</b></p> <p>(1) 廃棄物の排出抑制に努めること。</p> <p>(2) 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理すること。 (廃棄物の不法投棄は禁止、野外焼却も原則禁止)</p> <p><b>2 一般廃棄物の処理(廃棄物の分類は表-17参照)</b></p> <p>(1) 市町の定めた処理計画に従って処理すること。</p> <p><b>3 産業廃棄物の処理</b></p> <p>(1) 産業廃棄物を処理する場合は、処理基準に従うこと。</p> <p>(2) 事業場外で建設産業廃棄物を保管（300㎡以上）を行おうとする事業者は、あらかじめ県（広島市、呉市、福山市）に届出ること。</p> <p>(3) 他者に処理を委託する場合、委託基準に従うこと。また、受託者が適正に処理する能力を有するか確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可業者に委託すること</li> <li>・ 所要事項を記載した処理委託契約を書面により締結すること。（2者契約）</li> <li>・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。</li> <li>・ 毎年6月末までに、マニフェストの交付状況を報告すること。</li> </ul> <p>(4) 多量排出事業者は、処理計画を策定し、県（広島市、呉市、福山市）に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法に基づく提出義務者 産業廃棄物の前年度発生量1,000トン以上 特別管理産業廃棄物の前年度発生量50トン以上</li> <li>・ 県生活環境保全条例に基づく提出義務者 産業廃棄物の前年度発生量500トン以上1,000トン未満</li> </ul> <p>(5) 他者の産業廃棄物を処理（収集運搬、処分）する際には、県（広島市、呉市、福山市）の許可を取得すること。</p> <p>(6) 産業廃棄物処理施設（表-18）を設置する際には、県（広島市、呉市、福山市）の許可を取得すること。 また、一定の資格を有する技術管理者を設置すること。</p> <p>(7) 特別管理産業廃棄物を排出する者は、一定の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</p> <p><b>4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理（PCB特別措置法）</b></p> <p>(1) 保管及び処分状況を、毎年度6月末までに、県（広島市、呉市、福山市）に届出すること。</p> <p>(2) 期間内（平成39年3月まで）に適正処分すること。【適正処分するまでは保管基準に従って保管すること】</p> <p>(3) 譲渡し及び譲受けの制限</p> <p><b>5 廃家電製品の適正処理（家電リサイクル法）</b></p> <p>(1) 次の廃家電製品を廃棄する者は、小売店に引き渡すこと。（処理費用が必要） エアコン、テレビ・薄型テレビ（液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>(2) 小売店は、メーカーに引き渡し、メーカーは再商品化する。（フロン類の回収も行う。）</p> <p><b>6 使用済自動車の適正処理（自動車リサイクル法）</b></p> <p>(1) 自動車ユーザーは自動車を廃棄するときには、引取業者に引き渡すこと。</p> <p>(2) 引取業者は使用済自動車をフロン類回収業者に引き渡し、フロン類回収業者はカーエアコンからフロン類を回収すること。 (フロン類回収業者はフロン類を自動車メーカー等へ引き渡す。)</p> <p>(3) フロン類回収業者は使用済自動車を解体業者に引き渡し、解体業者はエアバック類を回収すること。 (解体業者はエアバック類を自動車メーカー等へ引き渡す。)</p> <p>(4) 解体業者は解体自動車を破砕業者等に引き渡し、破砕業者は解体自動車を破砕すること。 (破砕業者はシュレッダーダストを自動車メーカー等へ引き渡す。)</p> <p>(5) 引取業者、フロン類回収業者は事業所を管轄する県（広島市、呉市、福山市）の登録を受けること。</p> <p>(6) 解体業者、破砕業者は、事業所を管轄する県（広島市、呉市、福山市）の許可を受けること。</p>
--

## 9 事故時の措置

根拠法令	対象施設等	事故の態様	報告義務等	対象地域	所管行政機関	届出先等(注)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設又は特定施設	ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたとき	応急措置等及び通報	県内全域	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1
水質汚濁防止法	特定事業場	有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しない水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したとき	応急措置及び届出			
	貯油事業場等	油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき				
	指定事業場	有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したとき		県、広島市、呉市、福山市	県、広島市、呉市、福山市	
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたとき	応急措置等及び通報	県内全域	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1
廃棄物処理法	一般廃棄物処理施設 焼却施設、熱分解設備等が設けられている処理施設 (一定規模以上のもの)	生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したとき	応急措置及び届出			
	産業廃棄物処理施設 焼却施設、熱分解設備等が設けられている処理施設 (一定規模以上のもの)					
県生活環境保全条例	ばい煙関係特定施設	ばい煙又はダイオキシン類が大気中に多量に排出されたとき	応急措置等及び報告	県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町	県、※1	
	汚水等関係特定事業場	水質関係有害物質若しくは油を含む水又はダイオキシン類が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき				
	PRTR法届出事業所の施設	ばい煙若しくはダイオキシン類が大気中に多量に排出され、又は水質関係有害物質若しくは油を含む水若しくはダイオキシン類が公共用水域に排出され、若しくは地下に浸透したとき				県、広島市、呉市、福山市

(注)記載の市町内の施設等については、記載の市町が届出先。その他の地域は、管轄の県厚生環境事務所が届出先。

(連絡先は、22ページ「照会・届出先一覧」のとおり。)

※1: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

※2: 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸高田市、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

表-1 ばい煙発生施設(大気汚染防止法), ばい煙関係特定施設(県生活環境保全条例)

ばい煙発生施設(大気汚染防止法)			ばい煙関係特定施設(県生活環境保全条例)		
項	施設の種類	規模(〜以上)(1つ満たせば該当)	項	施設の種類	規模(以上〜未満)(1つ満たせば該当)
1	ホイラー(熱風ホイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積 バーナーの燃焼能力 10m <sup>2</sup> 50% <sub>燃</sub> /h			
2	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 バーナーの燃焼能力 20t/日 50% <sub>燃</sub> /h	1	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 10 t ~ 20 t / 日
3	金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びびか焼炉(14項を除く。)	原料処理能力 1t/h			
4	金属精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉及び平炉(14項を除く。)				
5	金属精製又は鑄造用溶解炉(こしき炉, 14, 24, 25, 26項を除く。)	火格子面積 1m <sup>2</sup>	2	金属精製又は鑄造用溶解炉(こしき炉を除く。)	火格子面積 0.5~1m <sup>2</sup>
6	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉	羽口面断面積 バーナーの燃焼能力 0.5m <sup>2</sup> 50% <sub>燃</sub> /h	3	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉	羽口面断面積 0.25~0.5m <sup>2</sup>
7	石油製品, 石油化学製品又はコーラタール製品製造用加熱炉	変圧器定格容量 200kVA	4	石油製品, 石油化学製品又はコーラタール製品製造用加熱炉	バーナーの燃焼能力 30~50% <sub>燃</sub> /h
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 200kg/h	5	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 100~200kg/h
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力 6% <sub>燃</sub> /h			
9	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉		6	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	
10	無機化学工業品又は食品製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26項を除く。)	火格子面積 バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量 1m <sup>2</sup> 50% <sub>燃</sub> /h 200kVA	7	無機化学工業品又は食品製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉	火格子面積 バーナーの燃焼能力 0.5~1m <sup>2</sup> 30~50% <sub>燃</sub> /h
11	乾燥炉(14, 23項を除く。)		8	乾燥炉	
12	製鉄, 製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用電気炉	変圧器定格容量 1,000kVA			
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 焼却能力 2m <sup>2</sup> 200kg/h			
14	銅, 鉛又は亜鉛精錬用焙焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。), 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉, 溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナーの燃焼能力 0.5t/h 0.5m <sup>2</sup> 0.2m <sup>2</sup> 20% <sub>燃</sub> /h			
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup>			
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	原料塩素処理能力 (塩化水素にあつては塩素換算量) 50kg/h			
17	塩化第二鉄製造用溶解槽				
18	活性炭製造用(塩化亜鉛を使用するものに限る。)反応炉	バーナーの燃焼能力 3% <sub>燃</sub> /h			
19	化学製品製造用塩素反応施設, 塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り, 16~18項及び密閉式のものを除く。)	原料塩素処理能力 (塩化水素にあつては塩素換算量) 50kg/h			
20	アルミニウム製錬用電解炉	電流容量 30kA			
21	燐, 燐酸, 燐酸質肥料又は複合肥料製造用(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)反応施設, 濃縮施設, 焼成炉及び溶解炉	原料燐鉱石処理能力 バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量 80kg/h 50% <sub>燃</sub> /h 200kVA			
22	弗酸製造用凝縮施設, 吸収施設及び蒸溜施設(密閉式を除く。)	伝熱面積 ポンプ動力 10m <sup>2</sup> 1kW			
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)反応施設, 乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力 火格子面積 バーナーの燃焼能力 80kg/h 1m <sup>2</sup> 50% <sub>燃</sub> /h			
24	鉛の第二次精錬用(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管, 板若しくは線製造用溶解炉	バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量 10% <sub>燃</sub> /h 40kVA			
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量 4% <sub>燃</sub> /h 20kVA			
26	鉛系顔料製造用溶解炉, 反射炉, 反応炉及び乾燥施設	容量 バーナーの燃焼能力 変圧器定格容量 0.1m <sup>3</sup> 4% <sub>燃</sub> /h 20kVA			
27	硝酸製造用吸収施設, 漂白施設及び濃縮施設	合成, 漂白又は濃縮能力 100kg/h			
28	コークス炉	原料処理能力 20t/日			
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力 50% <sub>燃</sub> /h			
30	ディーゼル機関				
31	ガス機関				
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力 35% <sub>燃</sub> /h			
			9	鉍酸製造用吸収施設	無
			10	石油精製若しくは加工又は石油化学製品製造用硫酸洗浄施設及び廃ガス廃棄施設	無
			11	金属精錬又は加工用電解施設, 電気めっき施設及び酸洗浄施設	無
			12	機械製造又は加工用電気めっき施設及び酸洗浄施設	無
			13	有機薬品製造用精製施設及び加工施設	無
			14	無機薬品製造用精製施設及び加工施設	無
			15	たんぱく質の加水分解による食品又は医薬品製造用分解施設	無
			16	化学繊維又はビスコース製品製造用紡糸施設	無
			17	合成樹脂製造若しくは加工又は天然樹脂加工用の反応施設, 熱処理施設及び乾燥施設	無

(注) 1~8項の施設は, 昭和45年4月1日以降に設置された施設に限る。



表-2 揮発性有機化合物排出施設(大気汚染防止法)

項	施設の種類	規模(～以上)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 3,000m <sup>3</sup> /h
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000m <sup>3</sup> /h
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 10,000m <sup>3</sup> /h
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 7,000m <sup>3</sup> /h
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 27,000m <sup>3</sup> /h
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5m <sup>2</sup>
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量 1,000kL
(注) 揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。		(注) 送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。

表-3 一般粉じん発生施設(大気汚染防止法)、粉じん関係特定施設(県生活環境保全条例)

一般粉じん発生施設(大気汚染防止法)			粉じん関係特定施設(県生活環境保全条例)		
項	施設の種類	規模(～以上)	項	施設の種類	規模(～未満)
1	コークス炉	原料処理能力 50t/日			
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)・土石の堆積場	面積 1,000m <sup>2</sup>	7	粉炭、石炭又はコークスのたい積場	面積 1,000m <sup>2</sup>
3	ベルトコンベア、バケットコンベア(鉱物、土石、セメント用。密閉式を除く。)	ベルト幅 75cm バケット内容積 0.03m <sup>3</sup>			
4	破碎機、摩砕機(鉱物、岩石、セメント用。湿式、密閉式を除く。)	原動機定格出力 75kW	4	セメント製造用又は加工用粉碎施設	原動機定格出力 75kW
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用。湿式、密閉式を除く。)	原動機定格出力 15kW	5	窯業製品(セメント製品を除く。)若しくは土石製品製造用又は加工用粉碎施設	原動機定格出力 75kW
			4	セメント加工用施設のうち、ふるい分施設	原動機定格出力 15kW
			5	窯業製品(セメント製品を除く。)若しくは土石製品製造用又は加工用ふるい分施設	原動機定格出力 15kW
			1	合成染料(中間物を含む。)、有機顔料その他の有機薬品製造用粉碎施設	無
			2	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品製造用粉碎施設	無
			3	食料品、飼料若しくは肥料の製造又は加工用原料粉碎施設及びふるい分施設	無
			4	セメント加工施設のうち、セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント、砂利選別施設及び自動包装施設	無
			5	窯業製品(セメント製品を除く。)若しくは土石製品製造又は加工用自動包装施設	無
			6	石綿の切断又は成型加工用施設	無
				合成樹脂の切断又は成型加工用施設	無
			7	粉炭製造施設	無
(注) 1. 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。 2. 湿式のもの及び密閉式のものを除く。			(注) 法の一般粉じん発生施設と対比するため順を入れ替えている。		

表-4 特定粉じん発生施設(大気汚染防止法)

項	施設の種類	規模(～以上)
1	解綿用機械	原動機定格出力 3.7kW
2	混合機	
3	紡織用機械	原動機定格出力 2.2kW
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(せん断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	
(注) 1. 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。 2. 湿式のもの及び密閉式のものを除く。		(注) 石綿の切断又は成型加工用施設は規模未満でも県条例の粉じん関係特定施設に該当する。

表-5 特定粉じん排出等作業(大気汚染防止法)

項	作業の種類	規模
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物の解体作業	無
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物の改造又は補修作業	
(注) 特定建築材料:吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材(石綿の重量が、0.1%を超えるもの)		

表-6 指定物質排出施設(大気汚染防止法)

項	施設の種類	規模 (～以上)
1	ベンゼン(体積濃度60%以上のものに限る。以下同じ。)を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力 1,000m <sup>3</sup> /h
2	コークス炉	原料処理能力 20t/日
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留装置を除く。)	無
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設(密閉式のものを除く。)	無
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量 既設 1,000kL 新設 500kL
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設(密閉式のものを除く。)	ベンゼン処理能力 1t/h
8	トリクロロエチレン等の混合施設(密閉式のものを除く。)	混合槽の容量 5kL
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設(密閉式のものを除く。)	無
10	トリクロロエチレン等の洗浄施設(次項に掲げるものを除く。)	空気に接する面の面積 3m <sup>2</sup>
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機(密閉式のものを除く。)	処理能力 30kg/回

表-7の1 特定施設(水質汚濁防止法)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する次の施設 イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設		ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する次の施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する次の施設 イ 豚房施設(豚房の総面積が50m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)	20	洗毛業の用に供する次の施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する次の施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
2	畜産食料品製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	21	化学繊維製造業の用に供する次の施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	33	合成樹脂製造業の用に供する次の施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
3	水産食料品製造業の用に供する次の施設 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー		
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する次の施設 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	22	木材薬品処理業の用に供する次の施設 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	34	合成ゴム製造業の用に供する次の施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
7	砂糖製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する次の施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する次の施設 イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する次の施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	36	合成洗剤製造業の用に供する次の施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	24	化学肥料製造業の用に供する次の施設 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する次の施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設	25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する次の施設 イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	38	石けん製造業の用に供する次の施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	26	無機顔料製造業の用に供する次の施設 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち 遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	39	硬化油製造業の用に供する次の施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 圧搾施設 ニ 分離施設	27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する次の施設 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
13	イースト製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する次の施設 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	41	香料製造業の用に供する次の施設 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する次の施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	29	コールタール製品製造業の用に供する次の施設 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設		
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設				
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設				
18の3	たばこ製造業の用に供する次の施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設				
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する次の施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設				

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗 浄施設		ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設		イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する次の施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	62	非鉄金属製造業の用に供する次の施設 イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解 体施設
45	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸 りゅう施設			69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律 第35号）第2条第3項に規定するものをい う。）に設置される次の施設（水産物に係る ものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有 機化学工業製品製造業の用に供する次の施 設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器 製造業を含む。）の用に供する次の施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規 定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年 政令第221号）第2条第2号に規定するもの を除く。）をいう。）に設置される施設であ って、次に掲げるもの（水産物に係るもの に限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事 業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
47	医薬品製造業の用に供する次の施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を 含有する物を混合するものに限る。以下 同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん 施設	70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防 止に関する法律（昭和45年法律第136号） 第3条第14号に規定するものをいう。）
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃 ガス洗浄施設	70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭 和26年法律第185号）第77条に規定するも のをいう。以下同じ。）の用に供する洗車 施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事 業場に係るもの及び次号に掲げるものを除 く。）
49	農薬製造業の用に供する混合施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供す る次の施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を 含む。）	71	自動式車両洗浄施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の 製造業の用に供する試薬製造施設	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号） 第3条第8項に規定するものをいう。）、 工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33 年法律第84号）第2条第6項に規定する ものをいう。）又は自家用工業用水道（同 法第21条第1項に規定するものをいう。） の施設のうち、浄水施設であって次の施設 （これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未 満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。） に関する研究、試験、検査又は専門教育を 行う事業場で環境省令で定めるものに設置 されるそれらの業務の用に供する次の施設 イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に 供する次の施設 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清 掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 8条第1項に規定するものをいう。）である 焼却施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ の製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム 製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に 供する直接加硫施設	66	電気めつき施設	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15条第1項に規定するも のをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令（昭和46年政令第300号）第7条第 1号、第3号から第6号まで、第8号又は 第11号に掲げる次の施設であって国若し くは地方公共団体又は産業廃棄物処理業 者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分 を業として行う者（同法第14条第6項た だし書の規定により同項本文の許可を受け ることを要しない者及び同法第14条の 4第6項ただし書の規定により同項本文の 許可を受けることを要しない者を除く。） をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令第7条第12号から第13号までに掲げ る施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、 ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムパ ンド製造業の用に供するラテックス成形型 洗浄施設	66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合 施設（前各号に該当するものを除く。）	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ ン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前 各号に該当するものを除く。）
52	皮革製造業の用に供する次の施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰つけ施設 ハ タンニンつけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第 2条第1項に規定するもの（下宿営業を除 く。）をいう。）の用に供する次の施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ ン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号 に該当するものを除く。）
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供す る次の施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第 160号）第6条に規定する施設をいう。 以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業 務の用に供する部分の総床面積（以下単に 「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場 に係るものを除く。）	72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25 年政令第338号）第32条第1項の表に規定す る算定方法により算定した処理対象人員が 500人以下のし尿浄化槽を除く。）
54	セメント製品製造業の用に供する次の施設 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するち ゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場 に係るものを除く。）	73	下水道終末処理施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチ ャープラント	66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを 除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面 積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）	74	特定事業場から排出される水（公共用水域 に排出されるものを除く。）の処理施設 （前2号に掲げるものを除く。）
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施 設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店 その他の通常主食と認められる食事を提供 しない飲食店（次号に掲げるものを除く。） に設置されるちゅう房施設（総床面積が630 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	番号なし	みなし指定地域特定施設 （201～500人槽のし尿浄化槽） ※瀬戸内海水域では、特定施設とみなす。
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブそ の他これらに類する飲食店で設備を設けて 客の接待をし、又は客にダンスをさせるも のに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）		
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の 用に供する次の施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	67	洗たく業の用に供する洗浄施設		
59	砕石業の用に供する次の施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現 像洗浄施設		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第 1条の5第1項に規定するものをいう。以下 同じ。）で病床数が300以上であるものに設 置される次の施設		
61	鉄鋼業の用に供する次の施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設				

(注) 別表第1第71号の2の環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発  
明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種  
学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物防疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

## 表-7の2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法）

<p>【有害物質使用特定施設】 有害物質をその施設において製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設(表-7の1)</p> <p>【有害物質貯蔵施設】 有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設</p> <p>※有害物質</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 カドミウム及びその化合物</li> <li>2 シアン化合物</li> <li>3 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(パラチオン), シメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(メチルパラチオン), シメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(メチルジメトン), エチルパラニトロフェニルチオホスホネイト(EPN)に限る。)</li> <li>4 鉛及びその化合物</li> <li>5 六価クロム化合物</li> <li>6 砒素及びその化合物</li> <li>7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</li> <li>8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)</li> <li>9 トリクロロエチレン</li> <li>10 テトラクロロエチレン</li> <li>11 ジクロロメタン</li> <li>12 四塩化炭素</li> <li>13 1,2-ジクロロエタン</li> <li>14 1,1-ジクロロエチレン</li> <li>15 ジクロロエチレン</li> <li>16 1,1,1-トリクロロエタン</li> <li>17 1,1,2-トリクロロエタン</li> <li>18 1,3-ジクロロプロペン</li> <li>19 テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)</li> <li>20 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)</li> <li>21 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)</li> <li>22 ベンゼン</li> <li>23 セレン及びその化合物</li> <li>24 ほう素及びその化合物</li> <li>25 ふっ素及びその化合物</li> <li>26 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物</li> <li>27 塩化ビニルモノマー</li> <li>28 1,4-ジオキサン</li> </ol>
---

## 表-7の3 汚水等関係特定施設（県生活環境保全条例）

項	施設の種類
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する次の施設（生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。） イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する小学校及び中学校並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局又は同法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。）
4	流水式塗装施設
5	水質汚濁防止法の特定施設（表-7の1）（みなし指定地域特定施設を除く。）

## 表-8 特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法）

<p>水質汚濁防止法の特定施設（表-7の1）及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設（表-9）のうち、次に掲げるものを除くもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大排水量50m<sup>3</sup>/日未満の事業場に設置されるもの</li> <li>・下水道終末処理施設</li> <li>・地方公共団体が設置するし尿処理施設</li> <li>・地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設</li> <li>・みなし指定地域特定施設</li> </ul>
---

表-9 特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法)

区分	番号	内 容
大気 基準 適用 施設	1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉 原料の処理能力が1トン/時間以上のもの
	2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) 変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの
	3	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉, 焼結炉, 溶鉱炉, 溶解 炉及び乾燥炉 原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの
	4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用する ものに限る。)の用に供する焙焼炉, 溶解炉及び乾燥炉 溶解炉;容量が1トン以上のもの 焙焼炉及び乾燥炉; 原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの
	5	廃棄物焼却炉 火床面積※(炉の床面積)が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力※が50kg/時間以上のもの (※一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計)
水質 基準 対象 施設	1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による 漂白施設
	2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
	3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設
	4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
	5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する 廃ガス洗浄施設
	6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
	7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設, シクロヘキサン分離施設及 び廃ガス洗浄施設
	8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設
	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設, 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設
	10	2,3-ジクロロ-1,4ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設
	11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設, 還元誘導体分離施設, ニトロ化誘導体洗浄施 設, 還元誘導体洗浄施設, ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
	12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉, 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施 設及び湿式集じん施設
	13	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する精製施設, 廃ガス洗浄施設及 び湿式集じん施設
	14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリに より抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設, 精製施設及び廃ガス 洗浄施設
	15	廃棄物焼却炉(大気基準適用施設に限る。)から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設, 湿式集じん施設及び汚水・ 廃液を排出する灰の貯留施設
	16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設, PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
	17	フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供するプラズマ 反応施設, 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
	18	下水道終末処理施設(水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。)
	19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される水の処理施設(これらの施設に係るものに 限る。)(下水道終末処理施設を除く。)

表-10 悪臭関係特定施設(県生活環境保全条例)

番号	施設の名称	規模又は能力
1	動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は 飼料の製造業の用に供する次の施設 イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	
2	養豚業又は養鶏業の用に供する次の施設 イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6月以上の豚100頭(特別地域内においては50 頭)以上, 養鶏業にあつては生後30日以上(特別地域内 においては500羽)以上を飼養し, 又は収容できるものであること (特別地域については, 県条例施行規則を参照のこと)

表-11 特定施設(騒音規制法,振動規制法),騒音関係特定施設(県生活環境保全条例)

番号	特定施設の名称	規模又は能力			
		騒音		振動	
		法	条例	法	
1	金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上		
		ロ 製管機械	すべての施設		
		ハ ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75kW以上		
		ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	すべての施設		すべての施設
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上		すべての施設
		ヘ せん断機	定格出力が3.75kW以上		定格出力が1kW以上
		ト 鍛造機	すべての施設		すべての施設
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設		定格出力が37.5kW以上
		リ プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式を除く)	すべての施設		
		ヌ タンブラー	すべての施設		
		ル やすり目立機		すべての施設	
		ヲ 旋盤		定格出力が3.75kW以上	
		ワ 型削盤		定格出力が3.75kW以上	
		カ 平削盤		定格出力が7.5kW以上	
		コ 金属研磨機(移動式を除く)		すべての施設	
タ 切断機(条例名称:高速度切断機)	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く			
2	空気圧縮機及び送風機	定格出力が7.5kW以上	定格出力が7.5kW未満3.75kW以上	圧縮機で定格出力が7.5kW以上	
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機	定格出力が7.5kW以上		定格出力が7.5kW以上	
4	織機(原動機を用いるものに限る)	すべての施設		すべての施設	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く)	混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上		
		ロ アスファルトプラント	混練重量が200kg以上		
		ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	定格出力の合計が2.95kW以上
		ニ コンクリート管製造機械			定格出力の合計が10kW以上
		ホ コンクリート柱製造機械			
6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	定格出力が7.5kW以上			
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべての施設		すべての施設
		ロ チッパー	定格出力が2.25kW以上		定格出力が2.2kW以上
		ハ 碎木機	すべての施設		
		ニ 帯のご盤	定格出力が製材用15kW以上, 木工用2.25kW以上	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上	
		ホ 丸のご盤	定格出力が2.25kW以上	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上	
ヘ かな盤	定格出力が2.25kW以上	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上			
8	抄紙機	すべての施設			
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	すべての施設		定格出力が2.2kW以上	
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダーロール機以外で定格出力が30kW以上	
11	合成樹脂用射出成形機	すべての施設		すべての施設	
12	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)	すべての施設		すべての施設	
13	ダイカストマシン		すべての施設		
14	オシレートコンベア		すべての施設		
15	電動発電機		すべての施設		

(注) 番号は整理番号であり, 法・条例の号番号とは一致しない。

(参考) 指定地域を有する市町

騒音	広島市, 呉市, 福山市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町
振動	広島市, 呉市, 福山市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町

表-12 特定建設作業(騒音規制法, 振動規制法)

番号	特定建設作業の名称(種類又は能力)	
	騒音	振動
1	くい打機(もんけんを除く), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く), くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧力式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, 原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	
6		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7		舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
8		ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
9	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業	
10	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業	
11	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業	

(注) 番号は整理番号であり, 法の号番号とは一致しない。

表-13 音響機器音, 学校等周辺, 深夜騒音, 拡声放送, 風俗営業等(県生活環境保全条例)

項目	内容	適用除外
音響機器音	指定地域内における音響機器音について適用	条例第58条 1 法令により認められた事項のためにするとき 2 広報その他で公共のためにするとき 3 時報(午後11時から午前5時までの間に報じるものを除く)のためにするとき 4 祭礼, 盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
学校等の周辺	学校, 図書館, 児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において, その教育, 利用, 保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。	1 条例第56条 指定地域内の騒音関係特定事業場, 特定建設作業, 音響機器から発生する騒音を除く。
深夜騒音	午後11時から午前5時までの間は, 屋内, 屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。	2 条例第58条 (音響機器音の項に同じ)
拡声放送	屋外に向け, 又は屋外で営業宣伝を行う者について適用 1 禁止期間 5月~8月 午後9時~午前7時 9月~4月 午後8時~午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと(移動して行う場合を除く) 3 競合 50m以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと 4 高さ制限 地上8m以上の高さから放送しないこと	
風俗営業者等の営業者	風俗営業, 興行場営業又は飲食店営業の営業者は, 営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない。	



表-14 特定工場(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

対象業種	製造業(物品の加工業を含む。), 電気供給業, ガス供給業, 熱供給業
特定工場の要件	大気関係 ばい煙発生施設(表-1)の1~12, 14~32項の施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)が設置されている事業場のうち次のもの
	1 次の施設が設置されているもの【有害】
	9項(硫化が <sup>+</sup> ミム, 炭酸が <sup>+</sup> ミム, ほたる石, 珪弗化ナトリウム, 又は酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造の用に供するもの) 14~26項
	2 その他の工場で排ガス量が10,000m <sup>3</sup> /h以上のもの (注) 排ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h以上は【大量】
水質関係	特定施設(表-7の1)の1の2~59, 61, 62(鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されているものを除く。), 63, 63の3, 64, 65, 66, 71の5, 71の6項が設置されている事業場のうち次のもの
	1 次の施設が設置されているもので排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの【有害】
	1 19号(TCE, PCEを使用する染色又は薬液浸透の用に供するもの)
	2 22号(Cr <sup>6+</sup> , Asを使用する木材の薬品処理の用に供するもの)
	3 23号の2(TCE, PCEを使用する自動式フィルム現像洗浄又は自動式感光膜付印刷版現像洗浄の用に供するもの)
	4 24号(F, B, NH <sub>3</sub> , NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するもの)
	5 25号
	6 26号(Cd, Pb, Hgを含有する無機顔料の製造の用に供するもの)
	7 27号(水濁法の有害物質又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するもの)
	8 28号(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの)
	9 29号
	10 31号(TCE, PCEを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するもの)
	11 32号(TCE, PCEを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するもの)
	12 33号(TCE, PCEを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの)
	13 34号(PCEを含有する物質を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの)
	14 37号(TCE, PCE, アクリロニトリル, テルフル酸(Cd <sup>2+</sup> を触媒として使用して製造するもの)又はメタクリレートモノマー, ウラン原料(NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> を原料として使用して製造するもの), 高級アルコール(炭素原子数6以上で, Bを触媒として使用して製造するもの), ホリ(キシエチル)=アルキル(ethyl) Fを触媒として使用して製造するもの), キリン(Bを触媒として使用し, 又はFを溶剤として使用して製造するもの)又はアルキルベンゼン(Fを触媒として使用して製造するもの)の製造の用に供するもの)
	15 41号(TCE, PCEを使用する抽出の用に供するもの)
	16 43号
	17 46号(水濁法の有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し, 又はTCE, PCEを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するもの)
	18 47号(Hg, Pb, As若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し, 又はTCE, PCEを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するもの)
	19 48号(B, F, NH <sub>3</sub> , NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> を原料として使用する火薬の製造の用に供するもの)
	20 50号(TCE, PCEの試薬の製造の用に供するもの)
	21 51号(TCEを使用する潤滑油の洗浄の用に供するもの)
	22 53号(硫化が <sup>+</sup> ミム, 炭酸が <sup>+</sup> ミム, 酸化鉛, B, Fを原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はTCE, Fを使用する研磨洗浄の用に供するもの)
	23 58号(Bを原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するもの)
	24 61号(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するもの)
	25 62号(Cu, Pb, Znの第1次製錬若しくはPb, Znの第2次製錬, Hgの精製又はFを原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するもの)
	26 63号(液体浸炭による焼入れ, CN, Cr <sup>6+</sup> を使用する電解式洗浄, Cd電極若しくはPb電極の化成又はHgの精製の用に供するもの)
	27 63号の3
	28 64号(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するもの)
	29 65号(クロム酸, B, F, NH <sub>3</sub> , NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> による表面処理の用に供するもの)
	30 66号(Cd, CN, Cr <sup>6+</sup> , TCE, PCE, B, F, NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> を使用する電気めっきの用に供するもの)
	31 71号の5
32 71号の6	
	2 その他の工場で排水量が1,000m <sup>3</sup> /日以上のも (注) 排水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上は【大量】
騒音関係	機械プレス(呼び加圧能力980キロニュートン以上に限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設(表-4)の各施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設(表-3)の各施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)
振動関係	液圧プレス(矯正プレスを除き, 呼び加圧能力2,941キロニュートン以上に限る。) 機械プレス(呼び加圧能力980キロニュートン以上に限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)
ダイオキシン類関係	特定施設(表-9)の大気基準適用施設の1~4 特定施設(表-9)の水質基準対象施設の1~14
公害防止統括者の選任	特定工場の設置者で法人全体の従業員数が21人以上のもの
公害防止管理者の選任	特定工場(それぞれの要件毎に資格者が必要) (注) 大気, 水質関係は, 【有害】かつ【大量】は1種, 【有害】は2種, 【大量】は3種, その他は4種の資格が必要
公害防止主任管理者の選任	大気及び水質関係両方の【大量】事業場(法律施行規則第8条の2に該当する場合を除く。)

(表中の略号)TCE:トリクロロエチレン, PCE:テトラクロロエチレン, Cr6+:六価クロム化合物, As:ヒ素化合物, F:フッ素(化合物), B:ホウ素(化合物), NH3:アンモニア, NH4+:アンモニウム化合物, NO2-:亜硝酸化合物, NO3-:硝酸化合物, Cd:カドミウム(化合物), Pb:鉛(化合物), Hg:水銀(化合物), Cu:銅, Zn:亜鉛, CN:シアン化合物

## 表-15の1 有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法)

水質汚濁防止法の特定施設(表-7の1)であって、次に掲げる特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理するもの	
1	カドミウム及びその化合物
2	六価クロム化合物
3	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(シマジン又はCAT)
4	シアン化合物
5	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
6	四塩化炭素
7	1,2-ジクロロエタン
8	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)
9	シス-1,2-ジクロロエチレン
10	1,3-ジクロロプロペン(D-D)
11	ジクロロメタン(塩化メチレン)
12	水銀及びその化合物
13	セレン及びその化合物
14	テトラクロロエチレン
15	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム又はチラム)
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	トリクロロエチレン
19	鉛及びその化合物
20	砒素及びその化合物
21	ふっ素及びその化合物
22	ベンゼン
23	ほう素及びその化合物
24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
25	有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(パラチオン), ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(メチルパラチオン), ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(メチルジメトン), エチルパラニトロフェニルチオホスホネイト(EPN)に限る。)

## 表-15の2 土壌関係特定事業場(県生活環境保全条例)

番号	対象事業場
1	水質汚濁防止法の特定施設(表-7の1)又は県生活環境保全条例の污水等関係特定施設(表-7の2)であって、表-15の1に掲げる特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理する施設を設置する工場又は事業場
2	ガソリンスタンド
3	射撃場

### 表-16の1 第一種指定化学物質等取扱事業者(PRTR法)

(次の(1)と(2-1)を満たす事業者, 又は(1)と(2-2)を満たす事業者)

(1) 事業者の業種, 従業員数		
対象業種	金属鉱業	
	原油及び天然ガス鉱業	
	製造業(全業種)	
	電気業	
	ガス業	
	熱供給業	
	下水道業	
	鉄道業	
	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	
	石油卸売業	
	鉄スクラップ卸売業(カーエアコンに封入された物質の回収又は, カーエアコンの取り外しを行うものに限る。)	
	自動車卸売業(カーエアコンに封入された物質を回収するものに限る。)	
	燃料小売業	
	洗濯業	
	写真業	
	自動車整備業	
	機械修理業	
	商品検査業	
	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	
	一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	
産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処理業を含む。)		
医療業		
高等教育機関(附属施設を含み, 人文科学のみに係るものを除く。)		
自然科学研究所		
従業員数	常用雇用従業員数21人以上	
(2-1) 事業所ごとの対象物質(表-16の2)の年間取扱量		
対象物質の種類	特定第一種指定化学物質	第一種指定化学物質
使用する原材料, 資材等の形状	①気体又は液体のもの(溶剤, ガソリン等)	
	②固体のもので固有の形状を有しないもの(粉末状のもの等)	
	③固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で溶融, 蒸発又は溶解するもの(めっきの電極等)。	
	④精製や切断等の加工に伴い環境中に排出される可能性のあるもの(石綿製品等) (主に家庭で使用されるもので容器等に包装された状態で流通し販売されるもの(家庭用殺虫剤等), 密閉された状態で使用される形態のもの(バッテリー等), 再生資源(廃溶剤, 金属くず等)は除く。)	
使用する原材料, 資材等に含まれる対象物質の含有量	0.1質量%以上	1質量%以上
対象物質の年間取扱量	0.5トン/年以上	1トン/年以上
(2-2) 事業所ごとの特別要件施設		
特別要件施設	①鉱山保安法第8条第1項の建設物, 工作物その他の施設	
	②下水道終末処理施設	
	③廃棄物処理法の一般廃棄物処理施設, 産業廃棄物処理施設	
	④ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設	

(注) 届出は事業所毎に必要です。







**表-17 廃棄物の分類(廃棄物処理法)**

一般廃棄物:産業廃棄物以外の廃棄物	
産業廃棄物:事業活動に伴って排出される次の廃棄物及び輸入された廃棄物	
① 燃え殻	⑪ 動物系固形不要物(と畜場,食鳥処理場に係るものに限定)
② 汚泥	⑫ ゴムくず
③ 廃油	⑬ 金属くず
④ 廃酸	⑭ ガラスくず,コンクリートくず(⑩を除く。)及び陶磁器くず
⑤ 廃アルカリ	⑮ 鉱さい
⑥ 廃プラスチック類	⑯ がれき類(工作物の新築,改築,除去に伴って生じるもの)
⑦ 紙くず(建設業,製本業等に係るものに限定)	⑰ 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限定)
⑧ 木くず(建設業,木製品製造業等に係るもの,木製パレット等に限定)	⑱ 動物の死体(畜産農業に係るものに限定)
⑨ 繊維くず(建設業,繊維工業等に係るものに限定)	⑲ ばいじん
⑩ 動植物性残さ(食料品製造業等に係るものに限定)	⑳ 産業廃棄物処理物
特別管理産業廃棄物:産業廃棄物のうち次のもの	
燃え殻(有害なもの)	鉱さい(有害なもの)
汚泥(有害なもの)	ばいじん(有害なもの)
廃油(揮発油類,灯油類,軽油類,有害なもの)	感染性産業廃棄物(感染性病原体を含むか,そのおそれのあるもの)
廃酸(pH2以下のもの,有害なもの)	廃石綿等
廃アルカリ(pH12.5以上のもの,有害なもの)	廃PCB等,PCB汚染物,PCB処理物

**表-18 産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法)**

産業廃棄物の種類	処理施設の種類	処理能力等(1つ満たせば該当)	号番号
汚泥	脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
	乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	2
	天日乾燥施設	100m <sup>3</sup> /日を超えるもの	
	焼却施設	5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの	3-イ 3-ロ 3-ハ
廃油	油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	4
	焼却施設	1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの	5-イ 5-ロ 5-ハ
		中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
廃プラスチック類	破碎施設	5t/日を超えるもの	7
	焼却施設	100kg/日を超えるもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの	8-イ 8-ロ
木くず,がれき類	破碎施設	5t/日を超えるもの	8の2
有害物質を含む汚泥	コンクリート固型化施設	すべての施設	9
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	すべての施設	10
シアン化合物を含む汚泥,廃酸,廃アルカリ	分解施設	すべての施設	11
廃石綿等,石綿含有産業廃棄物	溶融施設	すべての施設	11の2
廃PCB等,PCB汚染物,PCB処理物	焼却施設	すべての施設	12
廃PCB等,PCB処理物	分解施設	すべての施設	12の2
PCB汚染物,PCB処理物	洗浄施設,分離施設	すべての施設	13
汚泥,廃油,廃プラスチック類,廃PCB等,PCB汚染物,PCB処理物以外のもの	焼却施設	200kg/時以上のもの	13の2-イ
		火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの	13の2-ロ
遮断型産業廃棄物	遮断型最終処分場	すべての施設	14-イ
安定型産業廃棄物	安定型最終処分場	すべての施設	14-ロ
管理型産業廃棄物	管理型最終処分場	すべての施設	14-ハ

## 照 会 ・ 届 出 先 一 覧

広島県 機関名	所 在 地		電話番号	管轄市町名
広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181	大竹市, 廿日市市
広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	730-0011	広島市中区基町10-52	082-228-2111	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	737-0811	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	呉市, 江田島市
広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	竹原市, 東広島市, 大崎上島町
広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	722-0002	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011	三原市, 尾道市, 世羅町
広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	720-8511	福山市三吉町1-1-1	084-921-1311	福山市, 府中市, 神石高原町
広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181	三次市, 庄原市

市 町 名	所 在 地		電話番号(代表)
広 島 市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-245-2111
呉 市	737-8501	呉市中央4-1-6	0823-25-3100
竹 原 市	725-8666	竹原市中央5-1-35	0846-22-7719
三 原 市	723-8601	三原市港町3-5-1	0848-64-2111
尾 道 市	722-8501	尾道市久保1-15-1	0848-25-7111
福 山 市	720-8501	福山市東桜町3-5	084-921-2111
府 中 市	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7111
三 次 市	728-8501	三次市十日市中2-8-1	0824-62-6111
庄 原 市	727-8501	庄原市中本町1-10-1	0824-73-1111
大 竹 市	739-0692	大竹市小方1-11-1	0827-59-2111
東 広 島 市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-422-2111
廿 日 市 市	738-8501	廿日市市下平良1-11-1	0829-20-0001
安 芸 高 田 市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-2111
江 田 島 市	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2211
府 中 町	735-8686	安芸郡府中町大通3-5-1	082-286-3111
海 田 町	736-8601	安芸郡海田町上市14-18	082-822-2121
熊 野 町	731-4292	安芸郡熊野町中溝1-1-1	082-820-5600
坂 町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1-1-1	082-820-1500
安 芸 太 田 町	731-3811	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2111
北 広 島 町	731-1595	山県郡北広島町有田1234	0826-72-2111
大 崎 上 島 町	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3111
世 羅 町	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-1111
神 石 高 原 町	720-1522	神石郡神石高原町小畠2025	0847-89-3330

(注)担当課の所在地は上記と異なる場合がありますので、詳しくは各市町にお問合せください。